

## 派遣社員としての訴え

2013. 11. 21

私は、NTTの茨城113サービスセンターというお客様の入電時に電話やインターネットの故障受付や修理者への手配を担当しているオペレータとして10年10ヶ月間働いておりました。2003年当初は、直接雇用でNTTエムイー茨城の臨時社員として4年間働いており、2007年4月より、テルウェル・ジョブサポート（当初はテルウェル）というNTTグループの派遣事業を行う会社の派遣社員として、同じ113サービスセンター職場に派遣されることになりました。

それからは、登録型派遣社員として3カ月の契約を繰り返して働き続けてきました。そして今年11月を以って職場の集約合理化により派遣社員は全員派遣契約終了となり、解雇となります。雇止めを言い渡されてからは、このまま生きていて何の意味があるのか、死んだらどうになってしまうのかと、家の庭木を眺めては辛気臭いことばかり考えていました。派遣社員ということだけで会社は雇止めをしてしまったことに、私は強い憤りを感じております。

昨年、労働者派遣法が改正されました。派遣労働者の保護が明記され、企業には派遣先で働く労働者との均等待遇の確保や、無期雇用への転換推進措置の努力が義務づけられました。しかし、私の労働条件は、昇給なし、ボーナス無し交通費無しという悪条件は変わりありません。

昨年は、労働契約法も改正され、不合理な労働条件の相違の禁止と、無期雇用への転換ができるようになりましたが、適用が今年の4月ですから、10年以上同じ職場で働いてきましたが、今の私は対象外です。ただ、労働条件は同じでは、無期雇用になったところで昇給なし、ボーナス無し交通費無しという悪条件は変わりありません。派遣社員で1、2年働けば、派遣先に直接雇用の正社員にするなどというように派遣法を変える必要があると思いません。

私は、専門26業務のテレマーケティング営業（政令5条8号）で、派遣契約をして働いてきました。専門26業務は、企業は何年でも派遣社員で働かせることが出来ます。私の業務は、電話でのお客様PC操作や機器の配線変更、電源活性化などがありますが、私の仕事をよく分析してみると、テレマーケティング営業以外の仕事が1割以上になり、専門26業務に違反して、3年を超えて働かせているのではないかという疑いが出てきました。現在労働局に調査を依頼しているところです。

私は無力な人間ですので愚痴を言っても社会の歯車として喰らいついていくしか生きる術がありません。自分で会社を起業できない私のような凡人が、安定した生活と賃金と権利を獲得していくには労働組合の非正規労働者への救済活動を国全体の若者たちに拡大していくことが急務であると思えます。

NTT東日本グループでは、業務運営体制の見直しが実施されています。今後、NTTグループで働く多くの派遣社員が私と同じように、会社の都合で雇止めによる解雇が予想されます。私たちの世代が、解雇の不安なく働ける労働法制の改正をお願いいたします。